臨床研修病院支援システム設備整備事業

○目的

病理医の在籍しない臨床研修病院等において、情報通信機器等の設備を整備することにより、臨床病理検討会（CPC）の適切な開催が実施できるよう支援することを目的とする。

○補助対象

私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）とする。

独法	公立	公的	民間
×	×	○	○

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等
「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人
「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

○補助条件

以下の施設において、臨床病理検討会（CPC）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の整備を行うことにより、一体的に情報通信機器を運用する事業であること。

・支援側医療機関　　常勤の病理医が在籍している病院
・依頼側医療機関　　公私立医科大学附属病院
　　　　　　　　　　臨床研修病院

○対象経費

臨床病理検討会（CPC）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費。

○基準額

１箇所あたり
・支援側医療機関　　7,857,000 円
・依頼側医療機関　　7,857,000 円
※　ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、支援側医療機関と依頼側医療機関の基準額の合算額とすることができる。

○補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内。

○注意事項

交付決定があるまで、原則として着手しないでください。